

休暇村周辺の運動広場

休暇村周辺には大人も子どもも楽しめる運動広場があります。家族や友人と一緒に体を動かして休暇を満喫しませんか。

ふれ愛パーク

休暇村近くには無料で利用できるテニスコートがあり、用具の貸し出しも行っていきます。また、屋内でありながら地面が土になっているインドアスポーツセンターも無料で利用でき、用具を持ち込んで、バレーボール、ゲートボールなどが楽しめます。



▲テニスコート

リフレッシュパーク

パターゴルフ(有料)、110mの滑り台などがそろっています。パターゴルフについては、休暇村宿泊者に対する割引もあります。



9月のバスツアー

日本一のわさび農場と田んぼアート、北澤美術館を訪れる旅

時 9月25日(水)～26日(木)の1泊2日

対 市内在住、在勤または在学の人

※申込み時に市内在住、在勤または在学であることを証明できるものを提示してください。

定 35人(先着順・最少催行人員25人)

¥ 25,000円(1泊4食付)

※金額は条件により異なる場合があります。

行程

1 日目	刈谷駅(7時30分)⇒富士松駅(8時)⇒飯高観音(拝観)⇒中津川(昼食)⇒加子母明治座(古い芝居小屋見学)⇒松川ぶどう狩り⇒休暇村(16時)
2 日目	休暇村(8時)⇒大王わさび農場(散策)⇒信州安曇野田んぼアート⇒白樺湖(昼食)⇒蓼科高原チーズケーキ工房⇒北澤美術館⇒富士松駅(18時50分)⇒刈谷駅(19時20分)

申込期間 7月19日(金)～8月26日(月)

バスツアーの
申込み・問合せ

名鉄観光サービス(☎21-1333)
10時～18時(土曜日は17時30分
まで、☎日曜・祝日)

予約は利用日の
3か月前の1日から

予約・問合せ お客様センター
☎0120-933-365(9時～17時・通話料無料)

HP

サンモリユ下條

検索

知っ得! ねんきん豆知識

国民年金保険料の免除制度はどんな制度?

☎ 国保年金課 (☎62-1011)
刈谷年金事務所(☎21-2110)

国民年金保険料の納付が経済的理由などで困難な場合、保険料の納付が免除・猶予される制度があります。平成31年度分(令和元年7月から2年6月まで)の免除などの受付は、令和元年7月1日から開始しています。この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、事故などにより障害を負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保することができます。



国民年金保険料を納めるのが難しい人に知ってほしい 5つの制度

1 経済的に保険料が納められない人に申請免除制度

本人・配偶者・世帯主の所得の審査により、保険料の全額または一部が免除されます。

2 保険料を一定期間猶予する納付猶予制度

50歳未満の第1号被保険者およびその配偶者の所得の審査により、保険料が猶予されます。

3 学生納付特例制度(平成31年4月1日から受付開始)

本人の所得の審査により保険料が猶予されます。

4 障害基礎年金や生活保護を受けている人に法定免除制度

障害年金の1・2級受給者、生活保護受給者などは、保険料が免除されます。

5 産前産後期間の保険料免除制度

国民年金第1号被保険者で、出産日が平成31年2月1日以降の人は、出産日が属する月を含めた一定期間の保険料が免除されます。産前産後免除期間は、将来受け取る老齢基礎年金額に満額が反映されます。

※1～4の制度により、保険料の免除などの承認を受けた場合、国民年金保険料を納付したときに比べ、将来受け取る老齢基礎年金が少なくなります。免除などの承認を受けた期間の保険料は、10年以内であれば、後から納めること(追納)ができます。